

平成17年7月28日
図書館運営委員会制定

科学研究費補助金による取得図書取扱要領

(趣旨)

第1 科学研究費補助金により取得した図書の寄付等の取扱いについては、国立大学法人小樽商科大学物品管理規則並びに国立大学法人小樽商科大学科学研究費補助金事務取扱要領によるほか、この要領の定めるところによる。

(取得図書の寄付)

第2 科学研究費補助金により取得した図書は、取得後直ちに附属図書館へ寄付しなければならない。ただし、文部科学大臣又は日本学術振興会に寄付延期承認申請を行い、寄付の延期を予定している図書については、寄付延期承認期間の満了後に寄付するものとする。

(寄付の免除)

第3 附属図書館長(以下「館長」という。)は、科学研究費補助金により取得する図書で、寄付の免除申請があったものについて、以下の事由に該当する場合は、これを許可することができるものとする。

- (1) 取得図書の内容が教育・研究上一時的な意義しか有さない等の理由により使用予定期間が1年未満であるもの
- (2) 教育・研究上における使用頻度が高く物理的減耗が激しいため、1年以上の利活用が困難であるもの

(寄付の免除申請)

第4 第3の免除申請は、別紙様式の「科学研究費補助金による取得図書寄付免除申請書」により館長あてに提出するものとする。

(許可書の交付)

第5 館長は、第3により寄付の免除をしたときは、「科学研究費補助金による取得図書寄付免除許可書」により通知するものとする。

(現品確認)

第6 館長は、必要と認めるときは、寄付免除した図書の現品を確認することができるものとする。

(許可の取消)

第7 館長は、寄付免除申請者がこの取扱いに違反したときは、許可を取消することができるものとする。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年7月28日から施行し、平成17年4月1日から適用する。